

平成21年度第3回東京都税制調査会
議事録

日時 平成21年11月17日(火)
場所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成21年度第3回東京都税制調査会

平成21年11月17日(火) 14:00~14:20

都庁第一本庁舎 南側33階S6会議室

【税制調査課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会の前に、お手許の資料の確認をさせていただきます。

まず、一番左側ですが、本日の「次第」と「座席表」でございます。その右側ですが、「資料1 平成21年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要」、「資料2 中間報告(案)」、「資料3 参考資料」、「資料4 今後の検討にあたって留意する事項」でございます。そろっておりますでしょうか。

よろしければ開会させていただきます。進行は 会長をお願いいたします。

【会長】 お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。ただ今から平成21年度第3回東京都税制調査会を開催いたします。

今回は、先日の第2回調査会に引き続き、今年度の中間報告(案)についてご審議をいただきます。

それでは早速ですが、審議に入りたいと思います。

委員の皆様のご指摘を受けて、案文を修正しておりますので、まずは事務局から説明をお願いいたします。では、よろしくをお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、私から中間報告(案)の修正について、ご説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきたいと存じます。

前回の調査会において、委員の皆様から様々なご意見をいただきましたが、ご意見には、大きく分けて、案文の修正に関するものと、今後の検討に向けての要望に関するものがございました。そこで、案文の修正に関するご意見については、できる限り本文の修正という形で対応させていただくとともに、今後の検討に向けての要望を主旨とするご意見については、資料4になりますが、「今後の検討にあたって留意する事項」として整理させていただきました。

はじめに、本文の修正についてでございます。修正箇所は4箇所でございます。恐れ入りますが、「資料2 東京都税制調査会中間報告(案)」の27ページをお開きいただきたいと存じます。「揮発油税等が、必要な道路整備、とりわけ首都圏のインフラ整備等に有効に活用されてきていることをきちんと書くべき」、また、「道路特定財源が無駄遣いの温床」という表現は一面的であるとのご意見がございました。これを受けて、下線部分にございますように、「現在においても、首都圏の道路ネットワークの整備を着実に進めるための貴重な財源となっている」との一文を加えるとともに、「一部には無駄遣いによる弊害も目立つようになり」という表現に修正したものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと存じます。法人事業税の一部国税化措置について、「『税制の抜本的改革が速やかに行われることを前提に、暫定措置として講じられたものだが、前提そのものが崩れている』ということを書ききちんと記述すべきである。また、『廃止』ではなく『直ちに廃止』と強調すべきである」との意見がございました。ご意見の主旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

次に、32ページでございます。東京都の出生率と少子化対策に関わる部分でございますが、「原案は、表現がこなれていない」とのご指摘を踏まえ、表現を整理したものでございます。

本文の修正の最後は、43ページでございます。自動車税のECO(エコ)化に関する部分でございますが、「こうした改正は、産業や交通機関への影響も大きいので、『関係者の意見を聞きながら』という

記述を入れておくべき」とのご意見がございました。ご意見の主旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

続きまして、「資料4 今後の検討にあたって留意する事項」をご覧くださいと存じます。この資料は、先ほど申し上げましたように、前回の調査会においていただいた、今後の検討に向けてのご要望やご意見を整理したものでございます。

まず、「地方財政調整制度」ですが、「国庫補助負担金の見直しが議論されているが、仮に全額が地方交付税化されれば、不交付団体に財源が手当されなくなる。こうした問題を含め、国庫補助負担金と地方交付税のあり方は今後の重要な検討課題の一つである。」のご意見がございました。

また、「温暖化対策税」については、「暫定税率分を含め、揮発油税等を温暖化対策税として再構築していく場合は、『環境』の視点から改めて理論構築することが不可欠であり、CO₂削減目標達成のための他の政策メニューとの関係、必要な財源などを整理する必要がある」とのご意見や「電力の組成は火力、水力、原子力、再生可能エネルギーなど様々であり、電力会社の発電段階でのCO₂排出削減努力を促進していくことも重要である。電気の使用段階で温暖化対策税を課税する場合にも、そうした観点を十分に踏まえることが重要である。」のご意見がございました。

一枚おめくりいただき、「給付付き税額控除」でございますが、「様々な福祉施策や公営住宅の家賃の決定等においては、課税所得金額が基準とされている例が多いため、所得控除から税額控除に制度を変更した場合、課税所得金額が増加して影響を受けることがあり、行政として留意しておく必要がある。」のご意見がございました。

また、「税制を検討するにあたっては、所得再分配だけでなく、経済の活力向上の視点も重要である。」のご意見がございました。いただいたご意見を十分踏まえつつ、来年以降の検討を進めていきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明を含め、中間報告（案）の全体について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。前回ご欠席だった方、あるいは、また前回ご発言がなかった各委員、できる限りご発言をお願いしたいと思っております。よろしゅうございますか。委員は何かございますか。

【委員】 会長からご指名いただきまして、ありがとうございます。私は、前回やむを得ず欠席させていただきました。失礼いたしました。

今回の中間報告の案をいただきまして、私としても、これまで意見を述べさせていただいたところも反映されている部分があって、それは大変喜ばしく思っております。今後の検討にあたって留意する事項ということで、中間報告云々ということに関しては、今さらどうということもないので、むしろ今後ということで一言述べさせていただきたいと思っております。冒頭にあります地方財政調整制度に関しては、鳩山内閣が一括交付金を掲げていることもありまして、国庫補助負担金の見直しは、今後加速すると思われま

す。私ももちろん何か予断を持っているわけでもありませんし、何か特別な情報を持っているわけでもありませんが、一括交付金という概念を理論的に学者の頭の中で思い描くとすれば、かなり簡素な計算方法でもって、用途についても緩やかで大きくくりにして配付することが予想されるということです。そういたしますと、これまでのように定率で事業予想額があって、そのうちの何%という形の補助負担金の配付の仕方ではなくなってくると。場合によっては、ある意味で行政水準をにらみながらその金額を確定させていくと。

そういたしますと、実は地方交付税の基準財政需要額の計算になかなか近いような計算方法になってくるといふ可能性も考えられるわけでありまして、そういたしますと、国庫補助負担金の一括交付金化と、地方交付税の計算方法という話とどう整理するのかということが、もし真面目に論理的に考えると、そこを整理していかなければいけないということが、恐らく国政レベルで出てくるのだらうと思うのです。もちろんそれを云々するということが、この税制調査会でできるかどうかは全く私は分かりませんが、少なくとも真面目に議論するとなると、そういうことが予想されます。それに対しては、ある程度この調査会の中でも、論点整理なり頭の体操なり、そういうものをしていくことは1つ考えられるのかなと思います。

大山鳴動してねずみ一匹という可能性ももちろんありますので、つまり極端にいえば、省庁縦割りのまま道路や橋等の国庫補助負担金を大きくりにして、それは国土交通省の一括交付金で農林水産省のそれとはまた別のものであるということに、ひょっとしたらなるかもしれないとなると、それは地方交付税とは違う話で、まさにねずみ一匹だったということになるかもしれないことがあるので、全くこの先、何とも予断を許しません、少なくとも論理的な発想からすると、大きな改革をしようとなると、今申し上げたような話も考えられるので、何らかの議論ないしは役割の整理を、地方財政調整制度の中で考えを得て議論することはあるのかなというふうに思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。今のご意見は、今後の検討すべき、あるいは留意すべき事項ということでご指摘をいただいたと理解させていただきたいと思います。

その他にご意見ございますか。特別委員の皆様、いかがですか。よろしゅうございますか。他にご意見ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、平成21年度東京都税制調査会中間報告(案)について、原案どおり決定することにさせていただきます。ご異議ありませんか。

(異議なし)

【会長】 ありがとうございます。ただ今ご承認いただきましたので、原案どおり決定させていただきます。この中間報告(案)につきましては、後日、案をとった正式なものを事務局からお送りさせていただきます。

それでは、事務局から何かございますか。では、局長お願いいたします。

【主税局長】 主税局長の熊野でございます。事務局を代表としまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、本年度の中間報告を取りまとめいただきました。会長、それから 両副会長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、当調査会の運営にご尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

東京都といたしましても、真の地方分権社会 今では地域主権といいたし、地方分権社会の実現と、時代にふさわしい地方税制の確立に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも、ご支援・ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。

最後に、私から一言、委員の皆様へごあいさつを申し上げます。

今、局長からお話ございましたように、委員の皆様方には、この中間報告をまとめるにあたりまして、

多大なご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、特別委員の皆様方には、前回、大変建設的かつ有益なご指摘・ご意見を頂戴いたしましたことを深く感謝申し上げます。また、局長はじめ事務局の皆様方にはいろいろな形でサポートしていただきましたこと、またいろいろな整理、調査等、多大な時間を傾注してこのような形にまとめていただきましたことに深く感謝申し上げます。

この中間報告をどのように考えるのかにつきまして、中間報告の位置づけ、意味づけ、秩序づけを少し申し上げます。

まず位置づけでございますが、国政レベルで大きな変化がございました。ご案内のように政権交代、それから都議会も第一党が変わるといふ大きな政治状況の変化がございました。その中での中間報告というところで位置づけなければならない、と考えております。

それに伴い特別委員の交代、さらにこの第4期の税制調査会の学識経験者の委員に若い先生方も加わっていただき、闊達なご意見を、理論的かつそれぞれの知見から貴重なご意見を賜ったことも、今までの中間報告とはひと味違う形になったのではないかと考えています。

意味づけとしましては知事からの諮問の中にございましたように、分権という言葉そのものも、今の政権担当政党のお考え、あるいは政権のお考えもありまして、若干変容しているかと存じますが、その分権と環境という2つの視点から、国と地方を通じた税制のあり方を検討するようというご下命でございました。どこまでできるのかわかりかねますが、少なくともこの中間報告の意義は、今までの議論を踏まえ、第3期までの神野会長時代の答申をある意味継続し、そして新しいものをつけ加えて次の一步を踏み出そうと考えられるのではないかと、そうした意義があると思っております。

最後に秩序づけでございますが、これは先週、特別委員各位から、厳しいご指摘がございましたように、順位づけあるいは順序づけ、何をどのようなオーダリングで主張していくのか、あるいは何を強調するのかについて十分な検討が、この中間報告ではできていないと私自身、個人的な見解を持っております。

現在は、論点がテーブルに出され、これをどのような形で今後秩序づけていくのかという段階にあります。東京都としての位置づけ、それから国の形づくりの中における東京都の姿の意味づけ、そして東京都がどこまで発信していくことができるのかといったときに、2年後の答申の中で何を真っ先に、この税制調査会が社会に問うのが、今後重要になってくるのではないかと考えております。

知事の背後に、主権者である都民の方々がいらっしゃいます。そうした都民の一人一人の皆さんのお考えに沿うような形で、そしてまた国の形づくりにおいて、今後この税制調査会が 副会長、副会長ともども、皆様と一緒に知事の諮問について考えていけましたならば、私としては十分その任に応えられるのではないかと考えておりますので、今後2年間、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本当にいろいろありがとうございました。

それでは、これで第3回を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。